

～ 湖周ごみ処理施設整備事業について ～

新しいごみ処理施設の建設に向けた事業の進捗状況や方針決定した内容についてお知らせします。

■岡谷市清掃工場解体・新施設建設期間中の岡谷市発のごみの処理について

新施設は、現在の岡谷市清掃工場敷地内に建設を計画していますので、建設に先立ち、岡谷市清掃工場の解体撤去が必要となります。

解体から新施設建設期間中（H25.11（予定）～新施設稼働まで）の岡谷市から出される可燃ごみについては、諏訪市清掃センター及び下諏訪町清掃センターにおいて可能な限りの焼却処理を基本としますが、両施設の能力を超える量については民間委託等を行います。



■処理規模について

新施設の処理規模については、これまで年間稼働日数を280日として計算し、120t/日（60t/24h×2炉）の計画で進めてまいりましたが、人口やごみ量の減少予測から過大設計とならないよう、最もごみ量が多い時期に運転日数を増やして対応することや、全国のストーカ炉の運転実績を踏まえ、当面の新施設の年間稼働日数を300日として新たに算定を行い、110t/日（55t/24h×2炉）としました。

$$31,547\text{t}(\text{H27計画年間処理量}) \div 300\text{日}(\text{年間稼働日数}) \div 0.96(\text{調整稼働率}) = 109.5\text{t} \div 110\text{t/日} \quad (280\text{日})$$

$$(117.4\text{t} \div 120\text{t/日})$$

■余熱利用について

ごみ処理施設では、ごみ処理により膨大な熱が発生しますが、この熱源の有効利用は、循環型社会の形成に大きく寄与するもので、利用形態は大きく分けて「発電」と「給熱」があります。

[発電] 発電した電気は用途が最も柔軟であり、仮に施設内で余剰電力が発生しても、全て電力会社への売電が可能

[給熱] ごみ処理施設の運転等や場内での給湯、冷暖房設備に用いられるが、その余熱が余っても他への利用がない

新施設では、この発生した余熱について、場内利用を前提とし発電を優先します。蒸気条件は、環境省が定める「高効率ごみ発電施設」の条件である発電効率14%を達成する施設を整備します。

■事業方式について

新施設の整備・運営の最適な事業方式を選定するため、検討委員会を設置して審議を重ねた結果、「DBO方式」が最適な事業方式であるとの提言がなされ、正副組合長会議において、「DBO方式」に決定しました。

DBO方式とは 公共の資金調達により民間事業者が施設の設計・建設を発注し、運営・管理業務については長期にわたり民間事業者に包括的に委託する事業方式。本方式は、施設の設計・建設、運営・維持管理を一括発注することにより、民間事業者のノウハウを活用し、トータルコストの縮減などが期待できる。

DBO方式における「公共」、「民間」の役割分担	施設の所有	施設整備	運転管理	維持管理	資金調達
	公共 (組合)	公共 (組合)	民間	民間	公共 (組合)

■お問い合わせ先

湖周行政事務組合 電話23-4811（内線1571～1573） URL <http://www.kosyu.or.jp/>

下諏訪町長選挙

投票日 **11月18日(日)** 投票時間 午前7時～午後8時

— 大切なあなたの一票を忘れずに！ —

任期満了（12月4日）に伴う下諏訪町長選挙は、11月13日に告示され、11月18日に投票が行われます。この選挙は、私たちの生活に直接結びつく最も身近な選挙です。町民の皆さんの意見を町政に反映させる大切な機会ですので、忘れずに投票しましょう。

投票のできる人

投票のできる人は、次のとおりです。

- 日本国民であること。
 - 満20歳以上であること。
(平成4年11月19日までに生まれた人)
 - 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住居のあること。
(平成24年8月12日までに転入届をした人)
- ※投票日までに他市町村に転出した人は投票できません。

投票の方法

投票用紙には、候補者の氏名が印刷されています。投票しようとする候補者の氏名の上の「○をつける欄」に、備えつけてある○印のゴム印を押してください。

※期日前(不在者)投票は、投票用紙に候補者の氏名を記入する方法で行われます。

[投票用紙見本]

		○をつける欄	注意 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○印をおすこと
☆	◇	候補者氏名	
☆	◇		
☆	◇		
☆	◇		
☆	◇		

投票するとき

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。投票に出かけるときには、入場券を忘れずに持参してください。

期日前投票

投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行やレジャーなどで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合

■期日前投票の期間、場所

- ・期間：11月14日(水)～11月17日(土)
- ・時間：午前8時30分～午後8時
- ・場所：役場庁舎2階 第2会議室

■期日前投票の方法

入場券を持参のうえ、期日前投票所にある宣誓書に記入し、係員の指示に従って投票してください。（印鑑は不要です）

不在者投票

仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要な事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。

■郵便等による不在者投票

身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。



■お問い合わせ先 下諏訪町選挙管理委員会事務局（下諏訪町役場内）
電話 27-1111（内線212）